

# 山梨県公報

第千二百号

平成十三年

六月十八日

月 曜 日

## 公 告

目 次

道路の区域変更 ..... 三四九

公 告 ..... 三四九

土地区画整理組合の事業計画の変更認可 ..... 三四九

## 告 示

### 山梨県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十三年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年六月十八日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 道路の種類 一般国道
  - 二 路 線 名 一三九号
  - 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	
	旧	新	旧	新
大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二八五番の 一地从先から 大月市七保町大字瀬戸二〇五林班先まで	九・二丁 七二・五	九・二丁 一〇四・〇	二八五七・五	二八五七・五
大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二八五番の 一地从先から 大月市七保町大字瀬戸字唐沢三三〇五番の 二二地先まで	八・八丁 五八・三	八・八丁 五八・三	一四九四・五	一四九四・五

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十三年六月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 組合の名称  
都留市田原土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所内
- 三 設立認可の年月日  
平成十一年十一月八日
- 四 変更後の事業施行期間  
平成十一年度から平成十六年度まで
- 五 変更認可の年月日  
平成十三年六月十一日

大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二九一番の 六地先から 大月市七保町大字瀬戸一九四林班先まで	
新	旧
三・六丁 二二・五	三・六丁 二二・五
二六九〇・〇	二六九〇・〇

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番